

令和元年7月29日(月)13:30～  
東京都庁第一本庁舎7階 中会議室

## 市場の活性化を考える会（第1回）

次 第

- 1 開 会
- 2 知事挨拶
- 3 設置要綱説明
- 4 議 事
- 5 閉 会

(配布資料)

次第・座席表

資料1 市場の活性化を考える会 委員名簿

資料2 市場の活性化を考える会 設置要綱

資料3 「市場の活性化を考える会」での検討について（案）

# 市場の活性化を考える会(第1回) 座席表

令和元年7月29日(月)13時30分～  
東京都庁 第一庁舎7階 中会議室

ディスプレイ

事務局

イオン株式会社  
環境・社会貢献・PR・IR担当付  
担当部長  
かなまる はるこ  
金丸 治子 様

株式会社農林中金総合研究所  
取締役 食農リサーチ部長  
きたはら かつひこ  
北原 克彦 様

EY新日本有限責任監査法人  
パートナー公認会計士  
くろいし まさあき  
黒石 匡昭 様

A.T.カーニー株式会社  
パートナー  
ごとう おさむ  
後藤 治 様

みずほ総合研究所株式会社  
調査本部 政策調査部  
主任研究員  
ほり ちず  
堀 千珠 様

専修大学商学部教授  
わたなべ たつろう  
渡辺 達朗 様

流通経済大学流通情報学部教授  
やの ゆうじ  
矢野 裕児 様

中央大学商学部教授  
きだち まなお  
木立 真直 様

東京都知事  
こいけ ゆりこ  
小池 百合子

中央卸売市場長  
くろぬま やすし  
黒沼 靖

政策企画局長  
やまて ひとし  
山手 齊

入

口

# 市場の活性化を考える会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	役 職
かなまる はるこ 金丸 治子	イオン株式会社 環境・社会貢献・P R・I R担当付 担当部長
きだち まなお 木立 真直	中央大学商学部教授
きたはら かつひこ 北原 克彦	株式会社農林中金総合研究所取締役 食農リサーチ部長
くろいし まさあき 黒石 匡昭	E Y新日本有限責任監査法人 パートナー 公認会計士
ごとう おさむ 後藤 治	A.T. カーニー株式会社 パートナー
ほり ちづ 堀 千珠	みずほ総合研究所株式会社 調査本部 政策調査部 主任研究員
やの ゆうじ 矢野 裕児	流通経済大学流通情報学部教授
わたなべ たつろう 渡辺 達朗	専修大学商学部教授

## 資料 2

### 市場の活性化を考える会設置要綱

令和元年7月18日制定 31中管市第127号  
31政政政第399号

#### (名称)

第1 本会議は、市場の活性化を考える会（以下「会議」という。）と称する。

#### (目的)

第2 会議は、東京都（以下「都」という。）の開設する中央卸売市場が都民に生鮮食料品等を円滑かつ安定的に供給するための基幹的インフラとしての役割を今後も果たしていくため、食品流通や企業経営、財務・会計分野の専門家等から、意見を聴取することを目的とする。

#### (組織)

第3 会議は、知事が別途委嘱する委員をもって組織し、任期は令和3年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 座長は、委員の互選により定め、会務を総理する。

3 副座長は、座長が指名し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (委員会の運営)

第4 会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、又は意見を聞くことができる。

3 会議は、原則非公開とする。ただし、資料及び議事概要については公開するものとし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

4 委員及び2項の出席者に対して、報償費を支給することができる。

5 委員及び2項の出席者に対して、実費弁償として旅費を支給することができる。ただし、近接地内については、支給対象としない。

#### (守秘義務)

第5 委員及び第4の2項の規定により会議に出席した委員以外の者は、会議に関連して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

#### (庶務)

第6 会議の庶務は、中央卸売市場管理部市場政策課及び政策企画局政策調整部政策調整課が共同で処理する。

#### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、座長がこれを定める。

附 則（令和元年7月18日付 31中管市第127号 31政政政第399号）

この要綱は、令和元年7月29日から施行する。

## 資料 3

### 「市場の活性化を考える会」での検討について（案）

#### 1 趣 旨

- ・ 都の中央卸売市場は、都民に生鮮食料品等を円滑かつ安定的に供給するための基幹的インフラとしての役割を担っており、公正な取引や食の安全・安心の確保を図り、着実に運営していくことが求められている。
- ・ 今後も引き続きこうした役割を果たしていくためには、大幅な規制緩和を盛り込んだ卸売市場法の改正や生鮮食料品等流通における市場内外の多様な担い手の存在など、市場を取り巻く環境が大きく変化する中にあって、産地や実需者が求めるニーズに的確に対応していく必要がある。
- ・ 具体的には、外部環境の変化に対応して、先端技術を活用した物流の効率化や産地との連携による新たな販路の開拓など、各市場の機能や特徴に応じたさらなる活性化に取り組むことが重要であり、これとともに、強固な財務基盤の確保を図るための民間経営手法の検討など、都が戦略的な市場運営を推進していくため、令和2年度末までに経営計画を策定することとしている。
- ・ 経営計画の策定にあたっては、食品流通や企業経営、財務・会計の専門家の方々により構成される「市場の活性化を考える会」を設置し、その知見を最大限に活用していく。

#### 2 検討課題

- (1) 各市場の機能や特徴等に応じた市場活性化の取組について
- (2) 市場会計の持続可能性確保に向けた取組について
- (3) その他中央卸売市場の運営に関することについて

#### 3 検討スケジュール

2か月に1回程度開催し、令和2年度中に検討結果を取りまとめ、都が策定する経営計画に反映する。